

新型コロナウイルス感染症 水際対策

～施設に持ち込まないために～

宮城県新型コロナウイルス感染症対策介護ワーキンググループ

1 5つの場面には気をつけましょう！

飲酒を伴う

懇親会等

大人数や
長時間におよぶ
飲食

マスクなしでの

会話

狭い空間での
共同生活

居場所の

切り替わり

2 問診票で来訪者へのチェックを徹底しましょう！

表
記

- 周辺地域で流行が発生していない状況から(平時でも)実施する項目
- 周辺地域で流行が発生した状況で実施する項目

- 特定の入口からインターホン等で職員を呼び出してもらい、問診票を記入いただく
- 週1回以上の来訪者(厨房など)には、その都度検温と、週1回の記入を要請する
- 問診票には、来訪後14日間以内の体調変化の連絡等、協力内容を明記する
- 基本5項目をチェックする(体温/当日の有症状/1週間以内の自身の有症状/1週間以内の有症状者、感染者・濃厚接触者との接触歴/1週間以内の三密な行動歴)
- 利用者への面会以外の訪問(ボランティア等)は原則として禁止する
- 家族等の面会は、予約制として時間や場所を指定し、換気と距離に配慮しながらできるだけ継続できるように努力する ※感染状況に応じて制限する
- 面会制限によって家族と疎遠にならないよう、定期的に報告をし、web面会を推進する
- 必要不可欠な医療介護従事者など、出入りする者をできるだけ固定する

3 職員と利用者の健康管理を徹底しましょう！

- 全ての職員と、その同居者について、勤務開始前に基本5項目をチェックする
※職員は、出勤前後と退勤前に体温測定、職場内行動歴や副業もチェックする
- 通所系サービスの利用者と、その同居者の基本5項目をチェックする ※検温を行う
- 職員は勤務中に発熱や風邪症状が現れたときは直ちに上司に報告し、現場を離れる
- 「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」との接触を管理し、接触があれば感染予防強化か自宅待機を検討する
- 職員および利用者が発熱時は、解熱後24時間で職場復帰あるいは利用再開する
※職員および利用者の家族が発熱時は自宅待機不要
- 1週間以内の三密な行動歴、流行地への往来履歴があった場合は、14日間是不織布マスクを着用し、手洗いを強化して体調に注意しながら勤務(利用)する
- 職員、職員家族が有症状の場合は、かかりつけ医等に相談、受診、あるいは相談センターに連絡する ※症状の持続が3日以内であれば消失後48時間で復帰
- 利用者、利用者家族が有症状の場合は、かかりつけ医等に相談する
※必要時は施設から保健所に連絡して情報提供する
- 職員が自宅待機となった場合は、朝夕2回の検温結果と健康状態を上長に報告する
- 入居系事業所では有症状者(職員と入居者)の発生を発症日毎の積み上げグラフでチェックする ※集団感染の兆候を見逃さないようにする

4 医療機関との協議をしておきましょう！

- 流行時は遅滞なくPCR検査や抗原検査を実施する ※透析については事前に協議しておく